

## ◆後期高齢者医療保険料

### II 計算方法

表の医療分（所得割額・均等割額）と子ども分（所得割額・均等割額）を足した金額が年間保険料額です。



令和8年度後期高齢者医療保険料率（〔 〕内は改正前）

	医療分	子ども分
所得割額（※1）（所得割率）	9.93% [9.63%]	0.25%
均等割額	5万5,090円 [4万9,621円]	1,337円
賦課限度額	85万円 [80万円]	2万1,000円

（※1）所得割額＝（総所得金額等－基礎控除額）×所得割率

■ 課税課税⑨9114（計算・減免）  
保険課税⑨9160（医療制度）

詳しくは市ホームページを確認してください▶



合計所得金額別基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

### II 保険料の軽減

対象	軽減の措置
1 所得の低い世帯の被保険者	世帯内の被保険者と世帯主の前年（令和7年）中の所得の合計額が表1に該当する人 均等割額の軽減（表1のとおり）

【表1】軽減後の均等割額

世帯内の被保険者と世帯主の前年中の所得の合計額	医療分 年間の均等割額	子ども分 年間の均等割額
「43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）」以下	7.2割軽減（※） 1万5,425円	7割軽減 401円
「43万円＋31万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）」以下	5割軽減 2万7,545円	5割軽減 668円
「43万円＋57万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）」以下	2割軽減 4万4,072円	2割軽減 1,069円

（※）医療分の均等割額は、令和8・9年度に限り従来の7割軽減が7.2割軽減となります

#### 表1の注意事項

- 「給与所得者等」とは、給与収入が55万円を超える人または公的年金等に係る雑所得がある人（昭和36年1月1日生まれ以前の人には公的年金収入が125万円を超える人）です。
- 65歳（昭和36年1月2日以後生まれ）で障害認定による被保険者は、前年64歳時点での所得を用いるため、特別控除である15万円は適用されません。
- 「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
- 所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。
- 軽減判定は、賦課期日（毎年4月1日または資格取得日）時点で行い、賦課期日後に世帯状況に異動があっても再判定はありません。

対象	軽減の措置
2 健康保険組合などの被扶養者だった被保険者	後期高齢者医療制度加入日前日に、健保組合などの被扶養者であった被保険者 均等割額が5割軽減の2万8,213円（資格取得後2年を経過する月まで）。なお、1で7割軽減に該当する人は1万5,826円。所得割額の負担はなし。

## II 医療保険のお知らせ

7月中旬に、令和8年度の国民健康保険税および後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますので確認してください。

### ◆ 令和8年度から開始 子ども・子育て支援金制度

令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が開始し、新たに子ども・子育て支援納付金分（以下、子ども分）の負担をお願いします。詳しくは6ページを確認してください。  
※国民健康保険税に関しては、高校生世代以下の子ども分の均等割額は全額軽減されます



## ◆ 国民健康保険税

### II 計算方法と税率

世帯ごとに、表の「均等割額（18歳以上均等割額を含む）」「平等割額」「所得割額」を足した金額が年間保険税額です。

■ 課税課税⑨9114（計算・減免）  
税制収納課税⑨9110（口座振替）  
保険課税⑨9159（資格取得・喪失の手続き）

令和8年度国民健康保険税率（〔 〕内は改正前）

	医療保険分	支援金分（※1）	介護保険分（※2）	子ども分
所得割額（※3）（所得割率）	8.38% [8.4%]	2.78% [2.85%]	2.48% [2.3%]	0.28%
平等割額（1世帯につき）	2万3,082円 [2万4,069円]	7,624円 [7,735円]	6,162円 [5,706円]	778円
均等割額（被保険者1人につき）	3万5,888円	1万2,091円 [1万2,045円]	1万2,732円 [1万1,774円]	1,174円
18歳以上均等割額	—	—	—	63円
1世帯あたりの賦課限度額	67万円 [66万円]	26万円	17万円	3万円

（※1）支援金分とは後期高齢者支援金分を指します。

（※2）介護保険分は40歳以上65歳未満の被保険者のみ

（※3）所得割額＝（総所得金額等－基礎控除額）×所得割率

### II 減額・減免

対象	減額・減免の措置	期間	申請
低所得世帯	均等割額・平等割額を軽減	賦課年度ごとに判定	不要
産前産後被保険者	均等割額・平等割額を免除	予定日（出産日）の前月から4カ月分（多胎妊娠の場合は6カ月分）	要
未就学児	均等割額を2分の1軽減	義務教育就学前まで	不要
非自発的失業者	前年の給与所得を30%として算定	離職日の翌日から翌年度末まで	要
世帯員が後期高齢者医療制度へ移行し、国保被保険者が1人になる世帯	医療分・支援金分・子ども分の平等割額を最大2分の1軽減	対象となってから5年間は2分の1、その後3年間は4分の1	不要
勤務先の健康保険などへの加入者が後期高齢者医療制度に加入したことで、65歳以上の被扶養者が国保に加入した世帯	所得割額は全額、均等割額は2分の1（被扶養者のみの世帯は平等割額も2分の1）減免	均等割額・平等割額は加入後2年間	要

#### その他の減免

災害、病気や失業など特別な事情による生活状況の著しい変化によって納税が困難な世帯は、減免が認められる場合があります。詳しくは、課税課に問い合わせてください。申請の期限は、納期限の7日前です。

詳しくは市ホームページを確認してください▶

